

# 公益財団法人全国高等学校体育連盟 役・職員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）の研究部、定時制・通信制部、競技専門部、評議員、理事・監事・会計監査人、委員会委員及び事務局職員（以下「役・職員」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本連盟の目的、事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

## 第2章 服 務

(役・職員の範囲)

第2条 この規程において、役・職員とは、本連盟定款第6条に規定する研究部、定時制・通信制部及び競技専門部の役員、同第15条に規定する評議員、同第26条に規定する理事・監事・会計監査人、同44条に規定する委員会委員、同45条に規定する事務局職員をいう。

(役・職員の基本的責務)

第3条 役・職員は、本連盟定款第3条に規定する「目的」を達成するため、本連盟の関係規定に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(役・職員の遵守事項)

第4条 役・職員は、自らの社会的な立場を認識して、本連盟の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

- 2 役・職員はパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、及び体罰等などの行為を行ってはならない。
- 3 役・職員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 4 役・職員は、職務やその地位を利用して、自己の利益を図る等の行為をしてはならない。
- 5 役・職員は、寄付金、協賛金等の会計処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的に流用したり、不正行為を行ったりしてはならない。

(倫理委員会の設置)

第5条 この規程の実効性を確保するため、本連盟に倫理委員会を設置する。

- 2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、公益財団法人全国高等学校体育連盟倫理委員会規程により別に定める。

(役・職員がこの規程に違反した場合の対処等)

第6条 役・職員に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、専務理事は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役・職員がこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、会長は倫理委員会の意見を聴取した上で定款第32条に基づき、厳正かつ必要な措置をとるものとする。

(その他)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附則 この規程は、平成27年5月19日から施行する。